

016.2

016.2-Ka43ウ



1200500723506

第一館資料

編輯

圖書

概觀

神奈川県圖書館協會編



始





圖書館資料第一輯  
昭和八年三月

圖書館概觀

神奈川縣圖書館協會



016.2  
KA43

緒言

發行所寄贈本

圖書館事業が社會教育上極めて重要な施設であることと去ふことは、時代の進展に伴ひ益々強調されて參つたのでありますが、本縣に於ける状況を見るに施設の方面、利用の方面共に不振の状態にあるのであります。

これは、我が國圖書館事業の濫觴とも謂はるべき金澤文庫を持つ誇りに省みても遺憾に堪へない處で、我々圖書館事業に直接の關係を持つ者は、常にその發達振興に留意し、特別の研究方策を講じなければならぬと思ふのであります。

本縣圖書館事業發達の跡を顧みまするに、縣に於ては早くから講演、講習會等の機會に於て、その振興獎勵の道を講じて來られたのでありますが、圖書館關係者が發達のに全縣に亘る連絡提携の機關を作り之が發達を期さうとして神奈川県圖書館協會を創立致しましたのが昭和三年三月であります。しかしこれは種々の事情の爲め、殆んど事業施設をすることも出來ず今日に及んだのであります。時代は愈々進展し、地方文化施設として最も自由にして効果ある圖書館の必要が唱えられるやうになつたのであります。

此の機運は日を追つて濃厚となり昭和七年七月金澤文庫に開催されました縣下圖書





館事業研究懇談會の際、圖書館協會復活の議が急速に進行し、絶大な期待と意氣込みで更生を見た次第であります。

この様な波瀾の路を辿つて、圖書館協會の基礎も全く築き上げられ、今や幸先よい出發線を切つて着々その効果を收めつゝあるのでありますが、その成績は全く今後のものであります。これが全機能を思ふ存分發揮する爲めには縣下圖書館及關係各位の一層の御援助、御盡力を俟つ外に途はないと思ふのであります。

何卒、困難なるしかし重要な圖書館事業發達向上の爲め本會に御協力下さいますことを切望する次第であります。

昭和八年三月

神奈川縣圖書館協會

278-201

### 圖書館概觀目次

- 一 神奈川縣圖書館概況……………一
- 二 神奈川縣圖書館協會概況……………一五
- 三 圖書館關係法規……………二六
- 四 我が國の圖書館……………五四



一 神奈川縣に於ける圖書館概況

神奈川縣に於ける圖書館沿革……………(一)

神奈川縣圖書一覽表……………(四)



### 神奈川縣に於ける圖書館沿革

圖書館は地方文化の樞軸として社會教育上極めて重要な施設なりとす。今、本縣に於ける圖書館發達の沿革を観るに、往昔に於て我が國圖書館の濫觴とも謂ふべき名越文庫（吾妻鏡、承元二年正月の項）金澤文庫を有せるは吾が郷土の誇と謂はざるべからず。

然し乍ら之等は元々特殊的施設にして、一般民の教育機關と云ふを得ず。之が社會教育の機關として一般に施設利用さるゝに至りしは明治以後にして、各種教育機關と同じく近代文化の發展に伴ひて漸次發達し來れるものなり。

而して之が沿革を見るに、明治三十九年日露戰役戰勝記念圖書館として高座郡麻溝村に於て設立されたるを其の最初のものとするも、同館は現在に於ては廢館の状態にあり。之に次いで明治年間に於て設立されたる一般公衆の爲めの圖書館としては

中郡金目村通俗圖書館（明治四十一年十一月）  
高座郡戊申大詔記念寒川村圖書縦覽所

（明治四十二年十月）

中郡相川村通俗文庫（明治四十三年四月）



中郡旭村通俗圖書館（明治四十三年九月）  
鎌倉郡鎌倉町圖書館（明治四十四年七月）

小學校兒童文庫として設立したる

高座郡大澤小學校兒童文庫（明治四十二年十月）  
高座郡新磯小學校兒童圖書館（明治四十二年四月）

中等學校設立のものとして

縣立工業學校校友會圖書館（明治四十五年五月）あり

合計八館に達す。

其他は何れも大正及昭和に亘りて設立されたるものにして、圖書館令によりて設立されたるもの、大正年間に九館、昭和元年より昭和七年迄に三十七館に達す。特に昭和三年御即位大禮記念事業として公私立圖書館二十二館の設立を見たるは、圖書館事業振興の爲め寔に欣ぶべき事に屬す。

之が事業狀況を見るに

昭和二年	三九圓	四七、六七四圓	（一館 一、二二二圓）
昭和五年	四二圓	五四、一〇四圓	（二館 一、二八八圓）

昭和七年 四七圓 四三、〇八八圓 （一館 九八一圓）

藏書冊數

昭和二年	三九冊	六三、七五四冊	（一館 一、六三四冊）
昭和五年	四二冊	九三、一八五冊	（二館 二、二二三冊）
昭和七年	四七冊	一〇〇、〇一一冊	（二館 二、二四五冊）

閱覽人員

昭和二年	三九館	一一六、八三七人	（一館 三、九九六人）
昭和五年	四二館	四二五、〇一五人	（二館 二、一一九人）
昭和七年	四七館	四四二、六五六人	（二館 九、〇三六人）

（右の數字は昭和二年は圖書館令によりざるもの總てを含み五、七年は圖書館令によるもののみなり）

此の數字によりて見るに其の閱覽人員に於て昭和二年と同五年との間に驚くべき躍進あるを知るべし。又昭和五年、昭和七年とを比較するに、昭和五年に於て良好なる觀あるも、之を以て圖書館事業は下り坂の傾向にありと速斷するは認識不充分なりと謂ふべく、寧ろ之が原因は他に求むべきものにして、圖書館要求の聲は益々切實なるものあり。特に地方農漁山村に於ける青年子弟修養の機關として、圖書館の施設普及



は極めて緊要なる事柄に属す。  
 曩に本縣に於ては時代の要求に鑑み、大正十二年八月社會教育獎勵規程を設け、圖書館巡回文庫に對する施設獎勵をなし、更に昭和二年三月圖書館事業専門家に委嘱して縣下圖書館巡回文庫の實地調査並に指導をなさしめ、其の實情に基き之が振興方策を講じ、又昭和三年七月學務部長より通牒を發し、地方社會教育施設として簡易圖書館の設置獎勵をなしたり。

斯くて圖書館事業は漸次順調なる發達を遂げつゝ、ありしが、一層之が充實を期するため縣下圖書館事業關係者相謀り、縣の方針に基き相互の連絡提携並に向上振興の機關として、昭和三年三月神奈川縣圖書館協會を設立したり。然るに當時各種の事情により事業は殆んど中絶の状態にありしが、時代は益々圖書館の普及發達を要する切なるものあり、昭和七年八月圖書館協會の更生を見るに至り今や着々發展の途上にあり。

### 神奈川縣圖書館一覽表

(昭和七年四月一日現在)

郡市別	館名	設立者別	設立年月	認可開館	冊藏書	冊閱覽	前年度開館人員	昭和七年度經費	員數	館長名	所在地
横濱	横濱第一中學校附屬圖書館	縣	大正七、二〇二	有	九、一〇一	一、三〇八	一、三〇八	一〇、九五一	二	守永 京江	中區西戸部町池ノ坂九
同	横濱市圖書館	市	大正一〇、六、二	有	三、一三三	二、六六	二、三三	四、五〇〇	八	早川 友三	中區野毛町四ノ一六八
同	私立弘明寺圖書館	私	大正三、七、五	有	二、四一〇	二、〇五	七、七九八	三、五〇〇	三	横山隆次郎	中區大岡町八二六
小	小計			有三五、七三	二、八七	一、九一	二、四八	二、五〇〇	一三		
川崎	川崎市圖書館	市	大正三、三、三	有	五、五九	五、二九	三、三〇三	二、四一五	三	中屋 重治	田島小學校
同	大師圖書館	私	昭和二、一、一	有	三、一七三	四、六九五	五、八二	七、五三	三	高橋 隆超	大師河原二六四七
小	小計			有二三、七七一	三、四	七、五六	八、八四	一〇、一六八	六		
久良岐	金澤 文庫	縣	昭和七、七、一	有	七、九六三	一、四、七六一	四、三	一、四四	三	關 靖	金澤町寺前
同	六浦莊同窓會圖書館	私	大正三、四、一	有	二、九三	六、〇五	二、四六〇	七、一六	四	小泉 金助	六浦學校







同	同	同	高	小	同	同	同	同	同
圖	綾瀨	大和	相原	小計	深澤	中川	永野	鎌倉	瀨谷
寒川	綾瀨	大和	相原	小計	深澤	中川	永野	鎌倉	瀨谷
村	村	私	男女	六	私	私	村	私	村
三、八、三	昭、六、四	昭、三、八	昭、一、三、八	昭、一、三、八	昭、三、二、〇	昭、三、二、〇	昭、三、二、〇	大、二、〇、四	人、三、六、六
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
九七六	一、四六五	一、〇一九	三七八	六、七、二、三、三、七、四、六、八、二、七、三、五、九	五二〇	五五〇	二五二	八三二	一、六四一
一、八六〇	三九、六三三	一、〇六一	三、七九五	一、〇二六	四八八	八〇〇	一九一	一、二五三	一、三三三
一、八二三	三三、七、六九九	八五〇	三、七九五	九、九六四	四八八	八〇〇	三二三	七三五	一、五三三
五	一〇七	八	一五	三三	二	三	一	九二	六三
四〇五	二一〇	三八六	二三六	一、一七九	二四〇〇	二一五〇	一八八	二二八	一六〇
二〇〇	四〇	二八〇	九六	七三五	二二〇〇	二一〇〇	六五	二〇〇	九〇
一三〇	六〇	七〇	三〇	三三三	二七〇	一	一八	二二	六〇
三池田	四石井	六足立	霧生	三九	青木	梅田	高松	東郷	長塚
初藏	伴七	原慶藏	鶴太郎	一	由太郎	一舟	良太郎	吉太郎	兵次郎
寒川	綾瀨	大和	相原	一	深澤	中川	永野	戸塚	瀨谷
小學校	小學校	小學校	小學校	一	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校

中	小	同	同	同	同	同	同	同	同
金目	小計	大野	上溝	御所	澁谷	有馬	松林	茅ヶ崎	茅ヶ崎
通目	小計	大野	上溝	御所	澁谷	有馬	松林	茅ヶ崎	茅ヶ崎
村	村	村	村	私	村	村	町	町	町
〇、一、二	一	大、三、七	昭、二、〇	昭、二、〇	昭、二、〇	昭、二、〇	昭、二、〇	昭、二、〇	昭、二、〇
有	有	無	無	有	有	有	有	有	有
一、二九三	九、四九四	八二〇	一五〇	五三八	八二一	九六二	六五四	一、〇四七	六八五
二二六	一〇四、〇四五	〇、五二九	一、六三三	一、一五五	一、〇五六	一、三〇三	七、八四一	一、〇二六	五、八一六
八〇	一〇〇、〇四五	〇、五二九	一、六三三	一、一五五	一、〇五六	一、三〇三	七、八四一	九、九六四	三、九五三
一	二八	一〇八	四	四	三	五	三	三	一三
一七	三九三	三五	一	二二〇	二四七	九九	一〇三	一五二	二〇一
九	六四六	三三五	一	二〇〇	一〇〇	五〇	七〇	二二五	一六〇
四	五〇九	一	一〇	一〇〇	二四	四〇	二五	二〇	二〇
三和田	五六	二笠間	一杉崎	四宮原	一九安西	四佐藤	三神藤	三佐藤	三清水
實	一	義治	正義	剛	義一	松藏	重壽	萬吉	德造
金目	一	大野	上溝	御所	澁谷	有馬	松林	同	茅ヶ崎
小學校	一	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校	小學校



愛甲團圖書	小計	足柄下圖書	小計	同	同	同	同	同	同	足柄上圖書	小計
愛川村青年支部	村	元箱根村	村	櫻井文庫村	昭和文庫村	金田村立	共和村立	共和村立	金田村立	關野文庫村	村
昭和三八	昭和三四	昭和三四	昭和三四	大正三五〇〇	昭和三四	昭和三四	大正三五〇〇	大正三五〇〇	昭和三四	大正三五〇〇	昭和三四
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
四五〇	一〇一〇	一〇一〇	二、六九六	八五	九〇九	三三二	三四	三三二	三三二	一、一四七	二〇〇
三、九八〇	一、八二五	一、八二五	六、三六九	七〇	一、〇七〇	一六五	一、四四六	一、四四六	一、四四六	三、六八八	三、四八
三、九三三	一、五九二	一、五九二	六、三六七	六五〇	八七四	一五五	一、四四六	一、四四六	一、四四六	三、三六二	七、八〇
二一四〇	四四〇	四四〇	四、二四八	三	三三七	一	六	六	六	九	一〇
一四〇	二八〇	二八〇	六七〇	二〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三六〇	九六
一	二〇	二〇	三四四	一	一四	一五〇	一	一	一	五〇	三〇九
一柴田實	二	二安藤好之輔	二〇	二古屋安定	六內藤元遠	二藤澤政雄	四萩野甚太郎	六鍵和田浪之助	六鍵和田浪之助	南足柄小學	四三
愛川村半原	一	元箱根村六	一	櫻井村會比	福澤村千津	金田小學校	共和小學校	南足柄小學	南足柄小學	一	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北秦野村書	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北秦野村書	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
私	私	町	村	村	村	村	村	村	村	村	村
人正三	大正二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二	昭和二
無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
四四九	四九〇	一、一三五	七五	七〇	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
六〇八	六九三	二、〇三三	四、〇〇六	三、二四六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六
五九五	六四三	二、〇三三	四、〇〇六	三、〇六五	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六	四、〇〇六
二	三	六	一	三	一	一	一	一	一	一	一
三五	三〇	七九	一五〇	八〇	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
一	一	二	四	九	五	五	五	五	五	五	五
北秦野村書	三守屋良平	三中野萬作	五草柳良造	四小林安五郎	二高橋榮吉	二高橋榮吉	二高橋榮吉	二高橋榮吉	二高橋榮吉	二高橋榮吉	二高橋榮吉
北秦野村書	大山小學校	會屋小學校	秦野町	高部屋小學	比々多小學	比々多小學	比々多小學	比々多小學	比々多小學	比々多小學	比々多小學



同	私 昭 和 立 私 昭 和	昭 和 三、二	有	二〇〇册	六〇〇册	五六〇人	四	二〇〇円	二〇〇円	一	佐野	下川入村 一四六五
同	三 田 村 御 大 典 記 念 文 庫	昭 和 三	無	三四六	八七七	五三二	三	一〇〇	一〇〇	一	石川	三田小學校
同	著 我 小 學 校 御 大 典 記 念 文 庫	大 正 四、二	無	一三三	一、一、四	八三二	二	一〇〇	一〇〇	二	澁谷	下川入村 著我小學校
同	南 毛 利 村 南 毛 利 小 學 校	大 正 四、四	無	三九七	七、三九	七、九五	三	二二〇	二〇〇	二	山本	南毛利小學校
同	愛 川 村 田 代 小 學 校 圖 書 館	明 治 四、三、四	無	四二五	二、四三七	三、九二	一四	四〇〇	四〇〇	一	留吉	愛川村 田代小學校
小 計	六	一	無	一、八五三	一、六、四〇七	一七、七七八	一一	三五一	三五〇	八		
津 久 井 川 村 圖 書 館	大 正 二、〇	無	無	四六〇	四一〇	七六〇	三	六一	五〇	五	二本本	串川村役場
同	神 瀨 町 青 年 會 館 圖 書 館	明 治 四、一	無	四五〇	二〇一	七三	一	三〇	三〇	一	諸星	神瀨町 桂北小學校
同	鳥 屋 村 青 年 會 館 圖 書 館	大 正 三、一	無	五五五	一	六〇〇	三	三五	三五	一	坂間	鳥屋村 一〇六四
小 計	三	一	無	一、四三三	六二一	一、四三三	二	二二六	二二五	五		
合 計	六	一	無	一、八五三	一、六、四〇七	一七、七七八	一一	三五一	三五〇	八		

参 考

1、昭和七年四月以降縣に認可開申ありたるもの左記三館あり

横濱市高島町新興俱樂部内

社 會 事 業 文 庫

(社會科學に關する圖書を主とし社會事業關係者に閱讀せしむ)

橋樹郡中原町時修學校内

私 立 英 郷 文 庫

足柄下郡小田原町

小 田 原 町 立 圖 書 館

2、三浦郡三崎小學校内三浦郡教育會圖書館は左の二分館を有す

三 浦 郡 初 聲 小 學 校 内 分 館

同 逗 子 小 學 校 内 分 館

3、右表外に中等學校に於て、職員生徒のため施設したるもの四〇館、小學校に於て、職員兒童のために施設したるもの一〇九館、其の他九館あり。



## 二 神奈川縣圖書館協會概況

神奈川縣圖書館協會々則……………	(一五)
神奈川縣圖書館協會役員名列……………	(一六)
神奈川縣圖書館協會會員名列……………	(一八)
神奈川縣圖書館協會事業豫算……………	(二〇)
神奈川縣圖書館協會事業……………	(二三)



神奈川縣圖書館協會々則

第一條 本會ハ縣内ニ於ケル圖書館ノ連絡提携ヲ圖リ圖書館事業ノ發達改善ヲ促進スルヲ以テ目的トス  
第二條 本會ハ神奈川縣圖書館協會ト稱シ事務所ヲ神奈川縣廳社會教育課内ニ置ク  
第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、圖書館ノ連絡提携並調査研究指導ニ關スル事項

二、圖書館ニ關スル講習講演

三、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ハ縣内ニ於ケル圖書館及圖書館事業ニ従事スル者又ハ圖書館事業ニ熱心ナル者ヲ以テ組織ス  
第五條 會員ヲ分チテ正會員名譽會員ノ二種トス

正會員ハ會費年額金二圓ヲ齎出スルモノトス

第六條 本會又ハ本會又ハ圖書館事業ニ關シ功勞アルモノニシテ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス  
第七條 本會ニ入會又ハ退會セントスルモノハ其旨會長ニ申出テ其ノ承認ヲ受クルモノトス

本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 學務部長ヲ推薦ス

副會長 二名内一名ハ社會教育課長ヲ推薦シ一名ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

理事 若干名

評議員 若干名

理事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス



第八條

本會ノ事務ヲ處理スル爲メ書記ヲ置クコトヲ得書記ハ會長之ヲ命ス  
會長ハ會務ヲ總理シ會議ノトキハ其ノ議長トナル  
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス  
書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第九條

評議員ハ總會ニ於テ各郡市一名宛ヲ選舉スル外若干名ハ會長之ヲ委嘱ス  
評議員會ハ會長之ヲ招集シ豫算ノ議定並ニ決算ノ承認其他重要ナル事項ヲ審議ス  
役員ノ任期ハ二ケ年トス 但シ再選スルコトヲ得

第十條

本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得  
顧問ハ評議員會ノ決議ニ基キ會長之ヲ推薦ス  
顧問ハ本會ノ重要ナル事項ニ付意見ヲ述ヘ又會長ノ諮問ニ應ス

第十一條

總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス  
但シ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十二條

本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル  
本會ノ經費ハ會費寄附金補助金等ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條

本則ハ總會ニ於テ出席會員半數以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ改正スルヲ得ス  
本則施行ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

神奈川縣圖書館協會役員名列

會長 山縣三郎  
副會長 山縣三郎  
理事 山縣三郎  
評議員 山縣三郎  
顧問 山縣三郎  
書記 山縣三郎  
庶務 山縣三郎  
會計 山縣三郎

副會長 社會教育課長  
理事 橫濱市圖書館長  
評議員 神奈川縣廳社會教育課  
全 金澤文庫  
全 川崎市大師圖書館  
全 橫濱市私立大磯圖書館  
全 中郡私立大磯圖書館  
全 神奈川縣廳教務課  
全 橫濱市私立弘明寺圖書館  
全 橫濱市賀市圖書館  
全 川崎市學事課  
全 川崎市大師圖書館  
全 平塚市平塚高等小學校  
全 久良岐郡金澤文庫  
全 都筑郡都田村圖書館  
全 都筑郡新田村平野文庫  
全 橋樹郡私立向丘圖書館  
全 三浦郡教育會圖書館(三崎小學校)  
全 鎌倉郡瀬谷村圖書館

越野菊三雄  
早川友三  
小川忠義  
關川太一  
板川理一  
早川榮三  
高橋三郎  
荻田隆次  
橫山理三  
早川耕三  
前田喜代  
齋藤太一  
板倉太一  
櫻井季郎  
關島新七  
霜島通七  
平野新七  
町田練次  
青木勇次  
長塚兵次  
一七







昭和七年度神奈川縣圖書館協會豫算

歲入之部

科目	目	豫算額	摘要
一、會費		100,00 <sup>円</sup>	會員一人二圓 五〇人
二、補助金		400,00	縣補助金 (見込)
三、雜收入		10,00	預金利子 寄附金
四、繰越金		450,00	
歲入合計		960,00	

歲出之部

科目	目	豫算額	摘要
一、會議費		100,00 <sup>円</sup>	總會、役員會
二、講演會費		90,00	縣內三箇所ニ開催
三、講習會費		200,00	圖書館事業講習會費
四、視察費		250,00	他府縣圖書館視察

昭和八年度神奈川縣圖書館協會豫算

歲入之部

科目	目	豫算額		比較	備考
		本年度	前年度		
一、會費		100,00 <sup>円</sup>	100,00 <sup>円</sup>		會費收入一人二圓 五〇人
二、補助金		400,00	400,00		縣補助金 (見込)
三、雜收入		10,00	10,00		預金利子、寄附金
四、繰越金		100,00	150,00 <sup>円</sup>		
歲入合計		710,00	960,00		

科目	目	豫算額	摘要
五、實地指導費		100,00	圖書館實地指導 一ヶ所五圓 二〇ヶ所
六、雜給		100,00	旅費、雜給
七、雜費		80,00	消耗品費、通信運搬費、印刷費
八、豫備費		40,00	備品費
歲出合計		620,00	



科目	豫算額		増減	備考
	本年度	前年度		
一 會議費	70,000	100,000	—	評議員會、理事會
二 講習會費 (講演會費)	100,000	100,000	—	圖書館事務講習會
三 視察指導費 (縣外視察費)	110,000	100,000	10,000	前年度視察未了郡市ノ圖書館視察指導
四 研究會費	150,000	—	150,000	縣内五ヶ所ニ於テ圖書館施設經營ニ關スル研究協會ヲナス
五 圖書館冊子發行費	100,000	—	100,000	會報、冊子
六 雜給	70,000	100,000	—	
七 雜費	80,000	80,000	—	
八 豫備費	110,000	80,000	30,000	
歳出合計	710,000	660,000	50,000	

### 昭和七年度神奈川縣圖書館協會事業

#### 一、縣外優良圖書館視察

- 1、期 日 昭和七年七月二十二日、二十三日、二日間
- 2、視察場所
  - 第一班 静岡縣(參加者四名)  
静岡市葵文庫、濱松圖書館、清水圖書館
  - 第二班 茨城縣、千葉縣(參加者四名)  
土浦町圖書館、石岡圖書館、成田圖書館
  - 第三班 埼玉縣、群馬縣(參加者五名)  
大桑村圖書館、伊勢崎圖書館、入間村圖書館

#### 二、圖書館事業講習會

- 1、期 日 昭和七年八月九日より十三日迄 五日間
- 2、場 所 久良岐郡金澤町昭和塾及金澤文庫
- 3、講習科目
  - 町村圖書館設置要項 埼玉縣立圖書館司書
  - 兒童圖書館經營法 前日比谷圖書館頭



圖書整理實務  
圖書目錄法  
圖書閱覽事務  
郷土史料の蒐集整理  
外に特別講座並に實務練習懇談會あり

二四  
東京商工會議所圖書館長 玉井 藤吉氏  
前東京商大圖書館長 太田 爲三郎氏  
東京市立本所圖書館主任 山田 正佐氏  
東京市立駿河臺圖書館長 波多野 賢一氏

### 三、圖書館振興研究懇談會

4、講習員 本縣出席者 二〇名  
(本講習會は云紳會と共同主催せるものなり)

1、期 日 昭和七年八月十二日

2、場 所 久良岐郡金澤町 昭和塾及金澤文庫

3、出席者 縣内圖書館關係者 三六名

4、懇談協議事項

- (1) 縣圖書館協會に關する件
- (2) 圖書館事業振興に關する件

### 四、評議員の開催

1、期 日 昭和七年十月二十五日

2、場 所 神奈川縣廳

3、協議事項

- (1) 圖書館協會振興に關する件
- (2) 協會々員募集に關する件
- (3) 圖書館週間に關する件

### 五、理事會の開催

1、昭和八年二月三日神奈川縣廳に開催す

2、評議員會決議事項實施に付協議す

### 六、圖書館巡回視察

1、期 日 昭和八年三月一日、二日、六日、七日、四日間

2、視察圖書館

橋樹、都筑、三浦、鎌倉、久良岐、横須賀、高座、各郡市圖書館

3、視察員協會役員

4、視察事項

イ、圖書館參觀  
ロ、懇談

### 七、圖書館概況印刷配付

神奈川縣圖書館概況を印刷各關係方面に配付す



### 三 圖書館關係法規

社會教育施設獎勵規程	(二七)
圖書館令	(二八)
圖書館令施行規則	(二八)
公立圖書館職員令	(二九)
圖書館設立ニ關スル注意事項	(三三)
圖書認定規程	(三五)
公立學校圖書館及幼稚園職員宿直ノ件	(三七)
市立學校幼稚園及圖書館ニ於ケル雇員採用解職届出方	(三七)
簡易圖書館施設要項	(三八)
公立圖書館職員進退ニ關スル件	(四八)
簡易圖書館施設獎勵ニ關スル件	(四九)
圖書館一覽報告ノ件	(四九)



## 社會教育施設獎勵規程

(大正十二年八月二十一日)  
神奈川縣令第七十二號

社會教育施設獎勵規程左ノ通り定ム

社會教育施設獎勵規程

- 第一條 市町村學校、教育會、青年團 其ノ他教育又ハ社會團體ニ於テ左ノ施設ヲナス場合ハ縣費豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 一 圖書館令ニヨリ設立セル簡易ナル公私立圖書館又ハ郡市ヲ區域トスル巡回文庫ニ於ケル圖書ノ購入
- 二 社會教育ヲ目的トスル講演又ハ講習會
- 第二條 獎勵金ハ當該施設ノ經費ノ二分ノ一以内トス
- 第三條 獎勵金ヲ受ケントスルモノハ設立者又ハ主催者ニ於テ當該施設ニ關スル收支豫算ヲ具シ毎年六月末日限リ知事ニ申請スヘシ
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ施設完了後直チニ其狀況並ニ經費支出ノ決算ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第五條 知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ事業施行上ニ關シ指示ヲ爲シ又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第六條 獎勵金ヲ受ケタルモノノ事業ヲ遂行セス又ハ指示ニ違背シタルトキハ其ノ交付金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



第三條ノ申請期間ハ大正十二年ニ限り十一月末日迄トス

## 圖書館令

(明治三十二年十一月十一日勅令第四百二十九號)  
(改正) 明治三十九年第二百七十四號同四十四年  
第二百七十八號大正十年第三百三十六號

第一條 北海道府縣郡市町村(北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム)ニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供セムカ爲圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第二條 明治二十六年勅令三十三號ノ規定ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其ノ道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣其ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ開申スヘシ

第六條 公立圖書館ニ於テハ圖書館閱覽料ヲ徵收スルコトヲ得

## 圖書館令施行規則

(明治四十三年六月三十日)  
(文部省令第十八號)

第一條 圖書館令第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セムトスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ公立圖書館ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

一名 稱

二位 置

三位 經費及維持ノ方法

四位 敷地建物ノ坪數及圖面

五位 開館年月日

六位 則

私立圖書館ニ在リテハ設立者ヨリ前項ヲ事項ヲ地方長官ニ開申スヘシ

第二條 名稱、位置、敷地建物又ハ館則ノ變更ハ道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ

第三條 道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ每會計年度開始前ニ開申スヘシ

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年文部省令第十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

## 公立圖書館職員令

(大正十年七月二十日勅令第三百三十六號)  
(大正十二年五月八日勅令二百三十號改正)

第一條 公立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク  
館長



司 書 記

第二條 館長ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トシテ地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス  
司書ハ委任官又ハ判任官ノ待遇トシテ館長ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ヲ掌ル  
書記ハ判任官待遇トシテ館長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三條 委任官待遇ノ館長及司書ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス  
一 文官任用令第五條一項ノ規定ニ依リ高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者  
二 學位ヲ有スル者又ハ大學令ニ依ル大學ノ學部若クハ帝國大學分科大學ヲ卒業シ學士ト稱スルコトヲ得ル者  
三 專門學校、高等學校高等科、大學令ニ依ル大學ノ豫科又ハ高等學校大學豫科ヲ卒業シ二年以上判任官待遇  
以上ノ職ニ在リテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ從事シタル者  
四 五年以上判任官待遇以上ノ職ニ在リテ教育又ハ圖書ニ關スル事務ニ從事シ月額八十圓以上ノ俸給ヲ取ケタ  
ルモノ

第五條 圖書ニ關シ特別ノ學識經驗アル者ニシテ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經タルモノ  
第四條 判任官待遇ノ館長司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官任用令第六條ノ規定ニ依リ判任官ト爲ルノ資格ヲ有スル者  
二 前條第二號乃至第五號ニ該當スル者  
三 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者  
四 圖書ニ關シ學識經驗アル者ニシテ普通試驗委員ノ銓衡ヲ經タル者  
第五條 委任官待遇職員ノ任免ハ奏宣行ハ委任官ノ例ニ依リ判任官待遇職員ノ任免ハ判任官ノ例ニ依ル

第六條 委任官待遇職員ノ待遇相當官等ハ館長ニ在リテハ高等官四等以下トシ司書ニ在リテハ高等官五等以下ト  
ス  
判任官待遇相當等級ハ判任官一等乃至四等トス

第七條 文部大臣ノ指定スル圖書館ノ館長ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ  
高等官三等ノ待遇ト爲シ年額七百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 高等官々等俸給令第四條及ビ第五條第一項ノ規定ハ委任官待遇ノ公立圖書館職員ニ之ヲ準用ス  
他ノ官職ニ在リタル者ニシテ委任官待遇職員タルモノニ付テハ他ノ官職ニ付受ケタル待遇ハ之ヲ本令ニ依リ受  
ケタル待遇ト看做ス

第九條 公立圖書館職員俸給ハ別表ニ依ル但シ他ノ官職ニ在ルトキハ俸給ヲ給セス又ハ別表ニ掲クル最低額以下  
ノ俸給ヲ給スルコトヲ得  
第十條 公立學校職員俸給令第十條乃至第十五條及第十六條乃至第十八條ノ規定ハ公立圖書館職員ニ付之ヲ準用  
ス

第十一條 公立圖書館職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十九年勅令第二百八十二號ハ之ヲ廢止ス  
圖書館令中第六條乃至第六條ノ五及附則ヲ削リ第七條ヲ第六條トス  
本令施行ノ際現ニ公立圖書館ノ館長司書又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各從前ノ待遇



及俸給ヲ以テ之ニ任セラレタルモノトス

俸	給	職	任	官	年	待	俸	遇	職	判	任	官	月	待	俸	遇
一	俸	三	員	一	三	一	〇	〇	員	一	一	四	〇	〇	一	〇
二	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
三	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
四	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
五	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
六	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
七	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
八	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
九	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
十	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
十	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
十	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇
十	俸	二	員	二	二	二	〇	〇	員	二	二	二	〇	〇	二	〇

圖書館設立ニ關スル注意事項

(明治四十三年二月三日) 文部大臣訓令

曩ニ圖書館令ノ發布セラレシヨリ以來公立私立圖書館ノ設置漸ク多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキ現象ナリトス然レトモ此等圖書館ノ内容ヲ觀察スレハ往々施設未タ其ノ宜シキヲ得サルモノナキニアラス依テ茲ニ圖書館ノ施設ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ケ以テ大體ノ標準ヲ示サントス

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得サルヘカラス近時各地方ニ於テ設立セラルル通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館ノ類ハ施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其ノ効益尠少ニ非サルヘシ而シテ此ノ類ノ圖書館ニ在テハ健全有益ノ圖書ヲ選擇スルコト最肝要ナリトス故ニ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ主トシテ力ヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒシメンコトヲ要ス若シ夫レ相當ノ資力ヲ有シ完全ナル圖書館ヲ設立セントスルモノニ在リテハ地方ノ實況ニ應シテ成ルヘク此標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ爲サシメ以テ十分ノ效果ヲ收メシムコトヲ期セシムヘシ

圖書館設立ニ關スル注意事項

- 一 圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ其ノ風尙ヲ高メ其ノ智德ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレハ圖書館ノ種類目的ニ應シ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集セントコトヲ要ス通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス依テ其ノ蒐集スヘキ書籍ハ勿論其ノ寄贈ニ係ルモノノ如キモ一般公衆殊ニ兒童ノ閱覽ニ供スヘキ雜誌類ニ就キテハ十分取捨選擇ニ注意シ最健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ調製スヘシ
- 一 數箇ノ圖書館ヲ有スル地方ニ於テハ成ルヘク毎年各圖書館主任者ノ會議ヲ開キ其ノ閱覽ニ供スヘキ圖書ノ種目ニ關シ標準ヲ議定スルヲ可トス



一 圖書館ハ單ニ其ノ地方ニ古來存在セル古書類ヲ收容シ又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閱覽セシムルニ止マラス常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ圖リ館内ニ於テ閱覽ニ供スルハ勿論廣ク館外ニ貸出シ稍々規模ノ大ナル圖書館ニアリテハ或ハ分館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等成ルヘク地方一般ニ書籍ノ供給ヲ圖ランコトヲ要ス

一 圖書館ハ一般公衆ノ智識ヲ進メ修養ニ資スヘキハ勿論ナリト雖特ニ學校及家庭ト相待テ教育ノ効果ヲ收ムルコトニ務メ或ハ學校ト聯絡シテ教員ノ學科教授上ニ於ケル參考ニ供シ或ハ家庭ニ對シテ其ノ子弟ノ閱讀スヘキ健全ナル良書ノ標準ヲ示シ以テ子弟ヲ幼時ヨリ陋劣ナル書籍ヲ手ニセサルノ習慣ヲ養成セシムヘシ

一 圖書館ハ土地ノ情況及讀者ノ種類ニ應シ適切ナル圖書ノ選擇ヲ爲ササルヘカラス例ヘハ工業地ニハ工業ニ、商業地ニハ商業ニ、農業地ニハ農業ニ關シ各必要ナル圖書ヲ供給スルカ如シ又其所在地地方ニ關スル圖書記錄類並其ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

一 圖書館ヲ建設セントスルニ方リテ府縣廳所在地其ノ他稍々大ナル市街地ニ在リテハ其ノ敷地ハ主トシテ交通風教、衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最適當ナル場所ヲ選ヒ其ノ建築ハ閱覽、管理、衛生上ノ便ヲ圖リ力メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質素堅牢ヲ旨トスヘシ而シテ土地ノ情況ニ依リ圖書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ難キトキハ分館又ハ巡回文庫ノ制ニ依リ其ノ缺點ヲ補足スルヲ可トス

一 圖書館ノ設備ハ概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ但簡易ナル圖書館並小學校等ニ附設スルモノハ此ノ例ニ依ルコトヲ要セス

- 一 圖書館ハ閱覽室、書庫及事務室ヲ區分スルヲ可トス其ノ他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應シ成ルヘク兒童室、婦人室、特別閱覽室、休憩室、製本室、使丁室等ヲ設クルヲ便トス
- 二 閱覽室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スヘク書庫ハ成ルヘク煉瓦造又ハ土藏造トシ廊下ヲ以テ閱覽室ニ接續セシメ點燈其ノ他必要已ムコトヲ得サル場合ノ外火氣ヲ其ノ内ニ入レサルヲ可トス書庫ノ天井ト床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ書函ト側壁トノ間隔及書函ト書函トノ間隔ハ共ニ約二尺五寸トシテ之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス
- 三 器具ハ閱覽室用桌子、椅子、圖書出納臺、牌子目錄函、辭書臺、貸出目錄函ノ類ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス
- 四 帳簿目錄類ハ事務用トシテ圖書原簿、函架目錄、事務用牌子目錄、貸出牌子目錄等ニシテ閱覽用トシテ件名目錄、洋書著者目錄、同分類、和洋著書名錄、同分類等ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス而シテ目錄類ハ原簿、函架目錄ノ類ヲ除クノ外成ルヘク一般ニ牌子式ニ依リ帳簿記入式ニ依ラサルヲ便トス



圖書認定規程 (大正十五年一月九日) 文部省令第二號

圖書認定規程左ノ通り定ム

圖書認定規程

第一條 社會教育ニ裨益アリト認ムル圖書ハ本令ニヨリ之ヲ認定ス

第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ニ於テ圖書ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ圖書二部及手数料ヲ添へ別記様式ノ認定願書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第三條 手数料ハ圖書一部ニ付其ノ圖書三部ノ定價ニ等シキ金額トス

出願ノ際文部大臣官房會計課ニ納付スヘシ

文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ手数料ヲ免除スルコトアルヘシ

既約ノ手数料ハ之ヲ還付セス



第四條 認定ヲ受ケタル圖書ニハ文部省認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得  
 第五條 認定ノ効力ハ認定ヲ受ケタル後修正ヲ加ヘタル圖書ニ及ハサルモノトス  
 但シ修正ニ付文部大臣ノ認可ヲ得タルトキハ其ノ限ニアラス  
 第六條 認定ヲ與ヘタル圖書ニシテ修正ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ期間ヲ定メ之ヲ修正セシムルコトアルヘシ  
 第七條 認定ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ當該圖書ノ認定ヲ取消スコトヲ得  
 第八條 認定シタル圖書ノ名稱、冊數、定價、發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス  
 前條ノ規定ニ依リ認定ヲ取消シタルトキ亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 大正二年文部省令第二十二號通俗圖書認定規程ハ之ヲ廢止ス  
 従前ノ規定ニ依リ認定シ又ハ認定ヲ申請シタル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定セ  
 又ハ認定ヲ申請シタルモノト看做ス

(別 記)  
 様 式

圖 書 認 定 願

圖書ノ名稱	冊數	著者ノ氏名	發行者ノ氏名	發行年月日	定價
		住所	住所		

右ノ圖書御認定相成度圖書二部及手数料金……相添へ此段及御願候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

文 部 大 臣 宛

公立學校圖書館及幼稚園職員宿直ノ件

明治四十一年三月十七日  
 神奈川縣訓令第一三號

公立ノ學校圖書館及幼稚園ニ於テハ其ノ職員ヲシテ當直(宿直ヲ含ム)ヲ爲サシムベシ

市立學校、幼稚園及圖書館ニ於ケル雇員採用、解職届出方

大正十五年八月十三日  
 神奈川縣訓令第一一三號

市立ノ學校、幼稚園、圖書館ニ於テ一時雇員ヲ使用スルノ必要アルトキハ特ニ規定アルモノヲ除ク外其ノ採用解雇ハ市長之ヲ行ヒ直ニ知事ニ開申スヘシ



前項ノ採用開申書ニハ其ノ年月日、族籍、氏名、生年月日、受持學科及給料額ヲ記載シ履歷書ヲ添付スヘシ  
雇員ノ給料額ヲ増減シタルトキハ其ノ年月日、氏名、給料額及事由ヲ具シ直ニ知事ニ開申スヘシ教授囑託ノ者ニ  
就テハ本令ノ雇員ニ關スル規定ヲ準用ス  
明治三十六年十一月神奈川縣訓令第三十七號ハ之ヲ廢止ス

### 簡易圖書館施設要項

昭和三年十月二十六日  
三教發第一三七號內務部長、學務部長通牒

市町學校長  
公立學校長  
教育會會長  
青年團會長  
女子青年會會長

#### 簡易圖書館施設要項ニ關スル件

圖書館ハ之カ設置維持宜シキニ從ヒ其ノ利用方法完キニ於テハ公衆知徳修養ノ機關トシテ文化進展ニ寄與スル所  
少ナカラサルハ言フテ俟タサル處ト存候然ルニ本縣下ニ於ケル實況ニ觀ルニ其數ニ於テ全國末位ニ近キノミナラ  
ス其ノ施設ノ内容亦甚ダ遺憾ノ點多キヲ以テ此點ニ關シテハ昨午市町村長會議席上ニ於テモ指示セラレタル次第  
ナルモ本年ハ恰モ御大禮ヲ舉ケサセラル、ノ期ニ當ルカ故ニ其ノ記念事業トシテ之カ新設ヲ企ツルモノ既ニ二十  
有餘館ニ達シ尙益々増加ノ傾向アルハ洵ニ喜フヘキ現象ニ有之候就テハ其ノ施設ヲ過タサルノ用意必要ト認メラ  
レ候條爾今簡易圖書館ヲ設立セントスル場合ニハ關係法令等 (勅令三二年一月 圖書館令 明治四三年六月  
圖書館令施行規則 明治四三年二月 文部大臣訓令圖書館設立ニ關スル注意事項、大正一〇年七月勅令第三二六號公  
圖書館令施行規則 立圖書館職員令、大正一二年八月神奈川縣令第七二號社會教育施設獎勵規程 明治四四年一月

神奈川縣通牒内教第一〇一七號ノ) 参照ノ上左記要項ニ準據シテ土地ノ實情ニ照シ最適切ナル企圖ヲ爲シ申請又  
一通俗教育施設事項ニ關スル件  
ハ開申相成候様致度既ニ設立セラレタル向ニ在リテモ右ニ準シテ漸次其ノ内容ヲ整備シ將來一層之カ普及發達ヲ  
圖リ其ノ實績ヲ舉ケラル、様致度依命此段通牒候也

#### 簡易圖書館施設要項

##### 一 設置手續

一 圖書館ノ敷地ハ主トシテ交通、風教、衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最モ適當ナル場所ヲ選フハ之ヲ交通便ナ  
ル所ニ求メ難キ場合ニハ分館又ハ巡回文庫等ノ制ヲ設ケテ其ノ缺點ヲ補フヘキコト

一 設置及廢止ノ手續ハ圖書館令施行規則第一條ニ依リ公立圖書館(府縣立以外ノ)ニ在リテハ其ノ管理者ヨリ  
知事ノ認可ヲ受ケ私立圖書館ニ在リテハ設立者ヨリ知事ニ開申スルコト

前項ノ申請又ハ開申ニハ左記ノ事項ヲ具備スルコト

##### 一名稱

何市(町、村)立「何」圖書館(公立)「何」圖書館(私立)

##### 二 位置

何郡(市)何町(村)何番地(獨立ノ場合)何小學校内(校舍一部充用ノ場合)

##### 三 經費及維持ノ方法

公立ノ場合ニハ市(町、村)費ヲ以テ維持スルヲ本體トシ別ニ篤志者ノ寄附金ヲ以テ維持スルモノナルトキ  
ハ其ノ旨記載スルコト  
私立ノ場合ニハ篤志者ノ寄附金及會員ノ會費ニ關スル事項



孰レノ場合ニモ歳入歳出豫算書ヲ添付スルコト

四 敷地建物ノ坪數及圖面

特定ノ敷地建物ナキトキハ圖書館ニ充用スヘキ建物ノ所在及其ノ充用室ノ坪數其ノ出入口、書庫及閱覽室等ノ關係ヲ明示スヘキ圖面

五 開館年月日

六 館 則

二 設 備 及 經 費

一 簡易圖書館ハ必スシモ特定ノ獨立建物ヲ要セス(學校、役場、青年會館、公會堂、寺院等ノ一部ヲ利用スルモ可ナルコト)

一 ナルヘク適宜ノ場所ニ分館ヲ設ケ公衆ヲシテ往來ノ途次圖書新聞雜誌等ヲ閱覽スルニ便ナラシムルコト

一 圖書館ノ成績ハ單ニ圖書ノ多數ナルコトニノミ依リテ揭ケ得ラルヘキモノニアラス之ヲ整理運用スル職員ノ如何ニ關係スル所多キニ依リテ人件費ヲ惜シマサル様注意スルコト

三 圖書ノ選擇及購入

一 圖書ハ土地ノ狀況、閱覽者ノ業態及智識ノ程度、館ノ經費等ニ鑑ミ大體左記ノ標準ニ適スルモノヲ選擇シ職員ノ嗜好偏見ニ因ハレサル様注意スルコト

一 日常生活ニ必須ナルモノ

一 風教ニ裨益アルモノ

一 民衆ノ讀書趣味ヲ促進スルニ適スルモノ

一 家庭ノ讀物ニ適スルモノ

一 少年少女ノ讀物ニ適スルモノ

一 青年及學生ノ補習修學ニ資スルモノ

一 地方ノ自治及産業ノ發達ニ資スルモノ

一 郷土ニ關係アルモノ

一 左記ノ外特ニ社會教育ノ目的ヲ以テ選擇シタル圖書目錄等ヲ参照シナルヘク廣キ範圍ニ亙リテ選擇スルコト

一 文部省發行ノ圖書館書籍標準目錄

一 帝國圖書館報

一 日本圖書館協會選定新刊圖書目錄

一 東京書籍商組合發行圖書月報及總目錄並書店ノ出版目錄

一 新聞雜誌及新刊書ニ掲載ノ廣告紹介批評等

一 新刊書ハナルヘク發賣後其ノ眞價ノ判明シタル後ニ購入スルヲ安全トス但シ閱覽ノ時期ヲ失ハヌ様注意スルコト

一 豫約出版物ノ注文ノ際ハ特ニ精査熟行ノ上申込ヲ爲スコト

一 經常費ヲ以テスル圖書購入ハ一時ニ多數ヲ求ムルヨリハナルヘク年ニ數回又ハ毎月數冊宛ニシテ其ノ度數ヲ多クスルコト、シテ常ニ閱覽者ノ要求ヲ調査シ選擇ニ留意スルコト

一 創立ノ際若ハ一時ニ多數ノ圖書ヲ購入スル場合ノ標準凡ソ左ノ如シ

一 般 書 類

百分ノ 十二

(叢書、類書、辭彙、隨筆、書目、新聞、雜誌、郷土資料、貴重圖書、少年圖書、教科書及其解說類等)  
神書、宗教、哲學 百分ノ 三



倫理、教育、美學、	百分ノ	四
文學、語學、外國語、	百分ノ	二十八
歴史、地理	百分ノ	二十四
法制、經濟、社會、風俗、統計、家庭	百分ノ	八
理學、醫學、生理、衛生	百分ノ	六
工學、兵事	百分ノ	三
美術諸藝、工藝	百分ノ	四
産業、交通	百分ノ	八

四 圖書ノ登録

- 一 購入寄贈其ノ他ニ依ツテ受入レタル一切ノ圖書ハ受入順ニ左式ニ準シ圖書原簿ニ登録スルコト
- 二 登録ハ一ヨリ始メテ圖書一冊ヲ一行ニ書込ミ二行ニ亙ラシメサルコト
- 一 登録番號ハ一貫シタル遞増番號ヲ付シ爾後其ノ圖書紛失又ハ廢棄セル場合ハ其ノ儘之ヲ缺番トナシ置クコト但シ紛失廢棄ノ理由ハ之ヲ備考欄ニ記入スルコト
- 一 毎月末ニ登録圖書ヲ小計シ之ヲ前月高ト累計シ容易ニ藏書ノ現在冊數及其ノ價格ヲ知ルノ便トスルコト

圖書原簿様式

受入年月日	登録番號	書名	著者名	冊數	發行年月日	價格	分類	圖書番號	備考

- 一 受入年月日欄ニハ購入又ハ寄贈等ノ年月日ヲ記入スルコト
- 一 寄贈ノ圖書ハ書名ノ右肩ニ※印ヲ付シ備考欄ニ寄贈者ノ氏名ヲ記入スルコト
- 一 書名及著者名ハ日本圖書館協會制定ニカ、ル和漢圖書目錄編纂概則ニ準據シテ記入スルコト
- 一 備考欄ニハ寄贈者氏名ノ外購入先、版數其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記入スルコト
- 一 年度毎ニ頁ヲ改ムルコト
- 一 用紙ハ堅牢アルモノヲ用フルコト

五 圖書ノ分類

- 一 圖書原簿ニ登録シ終リタル圖書ハ之ヲ分類(分類ハ十進分類法ニ據ルヲ便トス)シテ圖書番號ヲ付スルコト
- 一 分類及圖書番號定マリタルトキハ之ヲ圖書原簿其他ニ記入スル外左記分類箋(函架箋)ニ記入シテ之ヲ圖書ニ貼付シ其ノ番號順位ニ依ツテ圖書ヲ排列スルコト

(分類箋様式)


分類箋(函架箋)ハ上段ニ分類ヲ、中段ニ圖書番號ヲ、下段ニ一部二冊以上ノ圖書ニ限リ其ノ冊數及卷序(例ヘハ何冊ノ内何)ヲ記入スルコト

六 圖書目録

- 一 閱覽及整理ノ便ヲ圖ルタメニ圖書目録ヲ作製スルコトヲ要ス
- 一 圖書目録ノ形式ハナルヘク「カード」式ニ依ルヲ便トス
- 一 圖書目録ニハナルヘク簡單ナル内容ノ解説ヲ付スヲ便トス

七 圖書ノ閱覽







圖書閱覽成績表

昭和年月日		曜日(前年曜日)		晴・曇・雨・雪・風		開館日數日		日日日日日	
閱覽人員	種別	學生	教育 宗教	官公 軍人	農工 商人	職業 無業	婦人	少年	合計
	館內								
	館外								
	計								
	累計								
	一日平均	●	●	●	●	●	●	●	●
圖書冊數	同前比較	●	●	●	●	●	●	●	●
	百分比	●	●	●	●	●	●	●	●
	分類	和漢書	洋書	小計	合計	百分比			
	題目	館外館內	館外館內	館外館內	館外館內	本	前		
000					●	●			
100					●	●			
200					●	●			
300					●	●			
400					●	●			
500					●	●			
600					●	●			
700					●	●			
800					●	●			
900					●	●			
小計					●	●			
合計									
累計									
一日平均	●	●	●	●	●	●			
一人平均	●	●	●	●	●	●			
前一日增減	●	●	●	●	●	●			
前年比較	●	●	●	●	●	●			
備考									

(圖書閱覽成績表樣式)

統計係

日表・月表・年表共通

- 一 同時ニ帶出シ得ル冊數ハ大人ニ冊兒童一冊ヲ標準トシ期間ハ十日ヲ超エサラシムルコト
  - 一 帶出圖書ノ返納ヲ怠リタル者アルトキハ一定ノ期間帶出ヲ停止スルコト
  - 一 圖書館ニ於テハ開館日數、閱覽人員及種類、閱覽圖書冊數及種類等ニツキ日表月表及年表ヲ作製スルコト
- (左表參照)



公立圖書館職員進退ニ關スル件

昭和四年一月十一日  
四社教第一一號、學務部長通牒

市町村長 宛  
公立圖書館長

本縣圖書館職員進退ニ關シテハ從來何等規定無之候處自今公立圖書館職員令ニ依ル職員進退ニ就テハ明治四十五年六月內教第四七五號ノ一通牒學校職員進退内申ノ件ノ様式ニ準シ館長ニ就テハ管理者ヨリ其他ハ館長ヨリ内申相成度候

追テ兼任ノ場合ニ於ケル給與ハ年又月手當トシテ内申相成度尙現ニ館務ニ從事スルモノニ就テハ此際至急御内申成度此段申添候也

備考

學校職員進退内申ノ件 (明治四十五年六月  
內教第四七五號ノ一通牒)

御部内中等學校(乙種實業學校ヲ含ム)(御校)職員進退内申ノ節ハ自今別記様式ニ依リ御差出相成度候

何々……………ニ付内申

新任轉任職俸給又ハ増俸	増給額	現俸及其年月日	職氏名
横濱市本町外十三ヶ町立横濱商業學校教諭 五級俸			何 某

六級俸	五 圓	七級俸 四十四年六月一日	權須賀市立權須賀高等女學校 助教諭 何 某
-----	-----	-----------------	--------------------------

右之通御詮議相成度此段内申候也

年 月 日  
神奈川縣知事 殿  
備考

- 一、現俸欄ハ朱書スルコト
- 一、新任ノモノハ履歷書添付ノコト
- 一、退職者ノ辭表送付ノ際適宜ノ箇所へ認印ヲ捺シ添書ヲ綴スルコト
- 一、診斷書ニハ病名原因經過後ヲ列記セシムルコト

簡易圖書館施設獎勵ニ關スル件

昭和三年七月三日  
三教發第八五號、學務部長通牒

昭和三年二月二十九日付三教收第一八七號圖書館設置振興ニ關スル件同四月十四日付三教收第八六六號御大禮記念事業勸奨ニ關スル件通牒ノ趣旨ニ依リ今秋御舉行遊ハサル、御大典記念事業ノ一トシテ簡易圖書館設置方々々御企劃ノ向モ可有之ト存候處從來設置セラレタルモノニシテ長キ年所ヲ經タルニ拘ラス今日猶實績ノ伴ハサルモノ無キニ非ス之カ經營ノ任ニ當ルモノハ此際其改善ヲ期セラレ度又今同新ニ記念事業トシテ之カ設置計劃ノ向ハ其ノ基礎ヲ鞏固ニシ其ノ活用ヲ有効ナラシムル上ニ深甚ナル注意ヲ拂フ様特ニ配慮相成度候尙爾今圖書館獎勵金



文付ノ儀ハ左記要件ヲ具備シタルモノニ限リ詮議可相成ニ付其ノ設立者ニ於テ別紙様式ニ依リ詳細具申八月末日限リ申請相成度候

追テ青年團其他關係ノ公私団体ニハ右ノ趣旨傳達方取計相成度候

記

- 一 圖書館令ニ依リ設置セル簡易公私立圖書館タルコト
- 一 社會教育上有益ナル圖書ヲ蒐集シテ公衆ノ閱覽ニ供スルヲ目的トシタル圖書館タルコト
- 一 新ニ設置シタルモノハ其ノ創立費三百圓以上タルコト但シ既設文庫其他ノ圖書類ヲ受入ル、場合ニハ之ヲ換算スルヲ妨ケス
- 一 一ヶ年ノ經營費ハ百圓以上タルコト
- 一 館員手當トシテ經營費中約三割ヲ之ニ充當スルコト
- 一 閱覽料ヲ徵收セサルコト

別記様式

圖書館ノ名稱	
圖書館ノ位置	
設立者職氏名	
創立年月日	

藏書冊數	總計	名。	一日平均	冊
閱覽人員數	自昭和二年四月一日至同三年三月三十一日			名
閱覽日數	自昭和二年四月一日至同三年三月三十一日			日
館員數	館長	名。	司書	名。
			書記	名
本年度開館見込日數				日
本年度收支豫算	收	入	支	出
(豫算支出中特ニ館員手當及圖書購入費ヲ詳記スルコト)				
計	圓	錢	圓	錢

圖書館一覽報告ノ件

昭和四年六月十一日  
四社教第七三五號、學務部長通牒

調査上必要有之候ニ付自今圖書館文庫及之ニ類スル施設アルモノハ別記様式ニ依リ毎年四月一日現在ニツキ調査ノ上六月末日迄ニ報告相成度







●記載上ノ注意

- 一 位置ハ他ノ營造物内ニ在ル場合ハ何營造物内ト記載スルコト
- 一 設置又ハ施設目的ハ社會教育ノ爲メ、一般公衆ノ閱覽ニ供スル爲メ、學校兒童ノ閱覽ニ供スル爲メ又ハ何々事項研究ノ爲メ等ヲ明ニスルコト
- 一 管理者(設立者)氏名ハ公立ノ場合ハ管理者、私立ノ場合ハ設立者氏名ヲ記載スルコト
- 一 設立年月日ハ公立ノ場合ハ認可年月日ヲ、私立ノ場合ハ開申年月日ヲモ併セテ記載スルコト
- 一 閱覽料ハ料金ノ有無及其ノ金額ヲ記載スルコト
- 一 開館時間ハ何月ヨリ何月マテハ開館何時、閉館何時ト記載スルコト
- 一 巡回文庫ハ其ノ施設ノ有無及其ノ方法ノ大略ヲ記載スルコト
- 一 職員及俸給又ハ手當ニハ圖書館員トシテノ職名及俸給手當等ヲ記載スルコト
- 一 本職名ハ何々市町村長、何小學校長又ハ訓導、何青年團長等ト記載スルコト
- 一 豫算支出欄ニハ特ニ圖書購入費ニ關スルモノヲ明細ニ記載スルコト

四 我が國の圖書館

- 我が國圖書館の沿革……………(五五)
- 全國圖書館調……………(六六)



## 我が國圖書館の沿革

(大正八年版  
三省堂日本百科大辭典拔)

我國の如く上古固有の文籍なかりし國に於ては、早く圖書館の發達すべき筈なし。而して稍々圖書館らしきもの、書に見えたるは大納言石上宅嗣の芸亭を始とす。宅嗣は光仁天皇の天應元年薨じたる人なるが曾て己の舊宅を捨て、阿闍寺を創立し、其一隅に特に外典の院即ち儒書の文庫を置き名けて芸亭と稱しもし好學の徒ありて閲覽を請ふときは、これを許したりと言ふ。されど圖書館發達の順序としては、大寶令制の圖書寮について述べざるべからず。此圖書寮は中務省に屬し、官の經籍、圖書、佛像、經文を保管し、國史の修撰をなし、又校寫裝潢紙筆墨等の事を掌れる所にて、今日の宮内省の圖書寮と異なり、又これを以て直に圖書寮といふこと能はざれど、當時朝廷に於ける經籍、圖書は悉くこゝに收藏せられたること明かなり。而してこれらの經籍、圖書は大學に於ける學生等の需用に供し、又親王以下庶人に借覽を許されたり。其藏書數に至りては、これを知ること能はざれど、未だ印刷術も起らざる時代のこととして、今日より憶想すれば甚だ不備のものなりしが如し。殊に壬申の變亂等に遇ひて亡失欲損するところ少なからざりし事は、元明天皇の和銅元年藤原武智麿圖書頭となるに及びて、經籍、圖書を檢校し、壬申亂離己來官書の或



は巻軸零落し或は部帙缺少せるものは、奏請して治く民間を尋訪し、寫取充足したりしかば、これによりて官書髣髴として備はるを得たりといへるにても知るべし。なほ圖書寮の外に後宮職員に書司ありて、内典、經籍及紙筆墨等の奉進を掌り、又東宮職員に主書署ありて、書藥筆研の屬の供進を掌りしが、委しき事は傳はらず。又太宰府には府庫あり、國學には國庫ありて、各學生等の需用に供したり。稱徳天皇の神護景雲三年太宰府言上して此府人物殷繁天下の一都會なり。子弟の徒學ぶ者稍々衆し。然るに府庫五經を蓄ふれど、三史の正本なし。涉獵の人其道廣からず。願はくは列代諸史各一本を給はり、管内に傳習せしめんと云ひしかば、詔して史記、漢書、後漢書、三國志、晉書各一部を賜はりし事あり、以て圖書の乏しかりし一般を推知すべし。此翌寶龜元年はいはゆる百萬塔の成れる年にして、其中に納められたる四種の陀羅尼經は木版より成り、我國最古の印刷物なり。されど一部の書の板行せらるゝに至りしは遙に後世の事なり。當事は寧樂朝佛教の極盛期なりしかば、既に印刷術の發明せられたる後は、佛典の如きは續々板行せられて普及せらるべき筈なるに、事實はこれに反して佛典は悉く書寫にて行はれたり。其寫經の盛なりしは、正倉院文書の寫經料紙帳を見ても想像するに難からざるなり。これ一には崇佛の信仰上より來れるものにして一字を書寫するもなほ佛の功德を得るものと信じたるより、競ひて此に出でたるなる

べし。されば折角發明せられたる印刷術も爾後發達するに至らず、佛典以外の圖書の如きは書寫による以外は支那、朝鮮等より齋來するに過ぎざれば、一般に普及することとは頗る困難にして、從て圖書館の發達を見ること能はざりしなり。平安朝時代に至りては、令外の制に校書殿、御書所、一本御書所、内御書所等あり。いづれも朝廷に於ける御文庫なりしが如し。中にも一本御書所は珍らしき名なるが、これは侍從所の南に在りて、世間の書一本公家に獻するものを納められたるものにして、其別當は公郷中より補せられたり。又後院にも文殿ありて、別當開闔の職を置かれたり。宇多天皇の寛平中、藤原佐世が編錄せる日本見在書目は、清和天皇の貞觀十七年冷泉院火災に罹りて圖書蕩盡せしかば現在のものを調査して錄したるものなるが、此書に擧げたるは漢籍のみにて四十項に分類し、其數一千五百七十九部一萬六千七百九十卷あり、火災前に於ける藏書數はこれを知ること能はざれど、これを以ても當時朝廷の藏書は頗る増加し居たるを察すべし。殊に此平安朝に入りては漢字最も隆盛を致し、學生の數も大に増加し、桓武天皇の時に大學の費用不足なるを以て新に學田一百三十二町を増加せられたることあり。歷朝みな意を漢字に用ひたまひしかば、貴紳の人々も私學を設けて益々これを獎勵するに至れり。即ち和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、橘氏の學館院、在原氏の獎學院、菅原大江兩氏の文章院、空海の綜藝種智院等相前後して創



設せられたり。弘文院は和氣清麿の長子廣世が父の志を承けて其私宅に建てたるものにて、内外經書數千卷を藏したる事書に見ゆれば、文庫の設もありたるべく、此他の學院に於ても又同様に經籍圖書を收藏して子弟の需用に供したりしならん。菅原道眞は左京五條の第に文庫を置きて紅梅殿と號したりしが、此處より秀才、進士の出でたるもの百人に近しとは其自記の文に見ゆるところなり。大江匡房も曾て二條高倉に文庫を設けたりし事あり。其後近衛天皇の天養二年藤原賴長文庫を設けて藏書を四部に分類し、金經、史書、雜說本朝としたることあり。特に本朝の一部を設けたるが如きはこれ漸く邦人の手に成れる圖書の増加せる結果なりと見らるべきものなり。是より先佛典の板刻も漸く行はれ、東大寺尊勝院（今の正倉院聖語藏）に傳來せる寛治二年刻成唯識論十卷の如きは稍々整備せるものなり。されど佛典以外の圖書は未だ板行するに至らず。從て當時支那傳來の刻本を珍重したりし事は、賴長が曾て禮記正義の摺本を得て萬戶侯を得るにも勝ると云ひ、又周易正義の摺本を得て余の悦び千金を得たるよりも甚しと云へるを以て知るべし。次で二條天皇の永萬元年壬生に一文庫を建て、専ら官府の文書を收藏せられたることあり。これ世に官務文庫と稱するものなり。官務家は即ち小槻氏にして清和天皇以來中原氏の外記局と相對して世々官府の文書を掌れる家柄なり。此文庫は朝廷の尊重せしものにて、修繕の事屢々書史に見えたり。殊

に壽永の亂に源義仲兵士を遣りてこれを守り、又文明三年盜賊庫中の書を掠めし時、足利義政令して賊を討ち其書を復還せしめたるが如きは兵馬亂離の世には珍しき美談にして、畢竟同文庫の甚だ貴重せられしを想ふに足る。官務文庫は徳川氏の世に至りてもなほ存在せしが、遂に其地は御用地として召上げられ、よりて替地を賜はりしが幕府より建設の費を出さず止むを得ず他の手段によりて僅に再建するに至りしも、また振はざりきと云ふ此官立の文庫の外に、再び私設のものを擧ぐれば、後三條天皇の延久年中、藤原資業が山城日野の法界寺に文庫を建てしことあり。崇徳、近衛兩天皇の朝の人藤原信西は夫の信西藏書目錄を遣し、人として恐らくは特殊の私有文庫を營みしならん。又京都の蓮華王院（即ち三十三間堂）にも別に寶庫を設け、其中に圖書をも收藏せられたることは、臚氣ながら書記に徴することを得るなり。又數量につきたる明文なけれど延曆寺、金剛峯寺、東大寺、興福寺の如き諸大寺に内外典籍の收藏せられたるもの甚だ多かりしことは想像し得べし。其他の寺院にも一切經を中心として許多の聖教竝に經史等を收貯せし經藏の存せしことはたしかなり。鎌倉幕府以後武家の世となりても文籍の保存は當路者の經意するところとなり、間注所執事三善康信は名越家の後面の山際に文庫を建て將軍家御文籍雜務文書并散位倫兼日記以下累代の文書等を收藏し、これを名越文庫と稱せり。然るに承元二年火災に罹りて悉く灰



燼となりしは惜むべし。又北條泰時は貞永元年天下の遺書を求めたることあり。されど此時代に於て特筆すべきは金澤文庫の經營せられたることなり。此文庫建設の年代は詳かならざれど、其所在地たる武州久良岐郡金澤郷は北條實時の采邑にして、其別業のありし所なり。實時もと學を好み、仙院、摺、紳、佛刹の舊藏に至るまで力を竭して搜訪鈔寫し、又當時來航せる宋船に逃へて宋本を購入し、建長の末遂に此地に文庫を創建したるものなるべし。而して其子顯時、孫貞顯等よく父祖の志を繼承して好學の徒の便を計りたりと云ふ。されど其後變亂を経て漸く衰へしが、足利氏の世に至り上杉憲實再び其建物を修理し、多數の書籍を寄附し、以て講學の用に供し、又釋典を行ひたること等もありしが其後復た荒廢して藏書多くは散佚せり。憲實は金澤文庫を修理せしのみならず、又下野の足利學校をも再興して大に其面目を改めたり。足利學校は國學の遺趾なりと云へば、其由來は古けれど、何時しか荒廢に歸したりしを足利基氏關東管領たるに及び、再びこれを興立したるものなるが、圖書館としての事蹟の見るべきは實に憲實の力にして、當時憲實は特に學校領出を寄進し、書籍を明國に求めて納付し、鎌倉圓覺寺の僧快元を聘して學徒教育の任に當らしめたり。爾來幾多の消長盛衰ありたりと雖も、とにかく今日まで該校に傳はれる珍書は多く此時の物なり。

金澤文庫及足利學校は其公開若くは半公開の性質を帯びたる點に於て、自餘の官私

文庫と異なるは、大に注意すべきことなりとす。鎌倉時代は新佛教興隆の時代にして此間に佛典の刊行頗に多きを加へたり。當時我僧侶の中には支那に留學して彼の地の文化を紹介する中心となりしもの少なからず、又彼の僧侶にして我國に歸化せるものもあり。遣唐使廢止以來一時衰頹せる漢學は再びこれら僧侶の手に依りて隆盛の兆を顯はしたり。殊に北條氏禪學を崇信せしかば、禪宗最も勢力を有し、遂には鎌倉五山京都五山等諸大刹の設立となり、鎌倉幕府の季世より南北朝、足利時代を経て徳川氏の始に至るまで、我國の文權は全く禪僧の手に歸せしが、これらの僧侶は、多く宋元等の刻本を重刊して我國に普及せしめ、兵馬倥傯の間ありて専ら文明の扶植に盡し、他日徳川時代の文學興起の淵源をなしたり。今日五山版と稱して珍重するところのものは、即ち此時代に成れるものなり、此頃京都の五山並に其他の大寺はいづれも藏書に富み、從つて事實上圖書館の如き作用をなし、ものも多かりしが如し。此時代には亦我國に於て始めて佛書以外の書籍即ち經史詩文類の板行を見るに至りぬ。後村上天皇の正平十九年堺浦の道祐が翻刻したる論語の如きは其最も有名なるものなり。室町時代には僧侶以外の人にして自ら書を出して書籍を刊行し、且書籍を好愛してこれを收儲せしもの少なからず。和泉の阿佐井野氏、周防の大内氏の如きは其尤なり。就中大内義隆は或は人を朝鮮、支那に遣して書籍を購はしめ、或は紙を彼の國を送りて摺幕



せしめたることさへありと言ふ。かくの如くにして此時代は書籍の刊行普及せらるゝもの多かりしが、しかも圖書館に關する事蹟の傳はらざるは甚だ遺憾なり但し南北朝の初葉伊勢の神主荒木田經延、宇治郷岡田村に文庫を營造し、これを岡田庫と稱せしが、貞和三年火災に罹りて亡びし事所傳あり。此文庫果して金澤文庫の如く半公開のものなりしや否やは今審かにしがたし。

又一條兼良の桃華文庫が應仁の變亂に遇ひて、七百合ばかりの圖書大路に引散らされたるよしは自記の竹林抄序に見ゆるところなれど、該文庫は例の私有書藏に過ぎざりしならん。本居宣長は嘗て此事を記し、每合凡そ五十卷の圖書と概算して、七百合凡そ三萬五千餘卷の書なりと言へり。徳川時代に至りては家康夙に意を文教に注ぎ、活字を製して圖書を刊行せしめ、又普く天下に遺書を求めしめ、或は學校を興し、或は文庫を建て、専ら文學の復興に力を盡したり。即ち文庫は慶長七年家康金澤文庫の規制を模して、江戸城の南富士見の亭に建てしが、家光の世に至りこれを移して紅葉山文庫と稱せり。此文庫は幕府秘閣の圖書を收藏せるものにて、御書物奉行これを保管せり。されば幕臣と雖も容易にこれを窺ふこと能はず。吉宗の世に青木昆陽が蘭學を修むるために、此文庫を借覽することを許されたるが如きは特例なり。當時の藏書冊數はこれを知ることを得ざれど、天保年間編輯せる重訂御書籍目録によれば、漢書

總計凡そ四千七百三十八部、十二張、一幅、七十七軸、四千六百五帖、六萬六千八百二十一冊あり、この外和書は別目録として其總計凡そ五百九十二部、四千五百九冊、二百卷、十一帖、一幅、二十一枚、一箱ありきと言ふ。此紅葉山文庫は幕府の末造まで存続せしが、維新の後其藏書概ね明治政府の有に歸し、明治十七年に設立せられたる内閣文庫の基を成したり。さて此時代を通じて公開圖書館らしきものゝ見ゆるは、板坂卜齋の淺草文庫を以て始とす卜齋は始め家康に知られ、醫を以て秀忠に仕へ後命に依りて紀州侯頼宜に仕へ、寛永七年其嗣子光貞の東上に従ひて以來江戸に居住することゝなり。家光の如きも往々其疾を診せしめたりといふ。晩年淺草に退隱し、和漢の書を集め、治く諸人の縦覽を許せり、これを淺草文庫と稱す。されど明暦元年卜齋歿後文庫の消息は委しく知るに由なし。此頃又淺草堀田加賀守の中屋敷に大なる土藏を作り、數萬の圖書を藏したりしを、世に淺草文庫と稱へたりと言ふ。但し此文庫は諸人の縦覽を許したるにはあらざるべく、其建物は寛文元年火災に罹りて焼失したるが如し。其後幕府の御家人木林重助又淺草にありて圖書を藏し淺草文庫と稱し、明治維新後又淺草に官立文庫を設けたるを淺草文庫と稱へたるが、いづれも別箇のものにて、前後繼承の關係あるにあらず。次に慶安三年伊勢山田の神官度會延佳等が外宮に設立せる宮崎文庫も亦公開の性質を帯びたるものなり。林羅山の記に據れば、該文



庫は佛書を除き和漢の書を多く收藏し、閲覽を望むものあればこれを許し、外出はこれを禁じたりと言ふ。これに稍々後れて貞享三年宇治會合所の大年寄等相謀りて同所丸山に文庫を建設し、これを内宮文庫と稱せしが、元祿三年其地の不便なるを以て、其北隣なる林崎に移し、寮舎をも設けて講學の便に供せり。林崎文庫（今神宮文庫）是なり。然るに明治維新に際し、該文庫は管理者を失ひ、一時舊年寄に依りて保管せられしが明治六年神宮に獻納せらるゝに及び、神宮司廳は司家公文所、内宮文殿、外宮神庫、内外子良館の圖書記録を併せて茲に收藏せり。其圖書總數は二萬二千四百二十五冊なりきと言ふ。爾來藏本漸々増加し、今日にては五萬冊以上に及び。其他水戸の彰考館文庫は光圀修史業のために汎く天下の遺書を採訪蒐集せるに起り、其藏書の豊富なる事當時他に比ぶべきものなかりしならん。元祿五年藏書を部類し、和書は十二支を號とし、總目錄を作りたりと言ふ。又水戸の外、尾藩の如き、紀藩の如き、其他諸藩々學にも大抵文庫の設ありて、以て學生の便に供し、又圖書を刊行して文運の普及を計りしことは枚舉に遑あらず。殊に幕府の官學たる昌平坂學問所に於ては、和漢の圖書を多く收藏し、以て學者の用に供したり。明治維新の際學問所の圖書はみな朝廷に收められ、明治五年文部省は其處に書籍館を設けて閲覽を公許せり。次で七年同館は淺草藏前の米廩内に移されしが、公私の閲覽を許し、こと故の如しこれ即ち

前に言へる明治以後の淺草文庫なり。其後明治十四年上野公園に移りて公開を續けしが、十八年に至り東京圖書館と合併し、遂に現今の帝國圖書館となれり。以上は我國に於ける圖書館沿革の概要なるが、其發達の経路を見るに、殆ど外國圖書館のそれと同一轍に出で、上世には官府の文書等を保管せるもの又は上流社會の私有に係りて一般人士の閲覽に供せられざりしもの多く、中頃寺院に附屬して多少公開の趣をなし近世に進むに及びて徐に公開の態を作るに至れり。然れどもこれを一括するに、真正の意義に於ける圖書館の萌芽は、教育の普及文化の開進を企圖せる明治維新以後の時代に發せりと謂はざるべからず。帝國圖書館は實に近世の意味に於ける圖書館の權輿にして、其創立は我圖書館史に一時期を畫せるものなり。近年人々圖書館の必要を認め政府は特別の令を發して其設置を奨勵し、又有志者の私財を捐てて其新設を企つるあり。今や官公私立を通じて全國に大小一千有餘を算ふるに至れり。但し此中には創立後日なほ淺く、從て規模未だ大ならず設備亦完全を缺けるもの少なからず。要するに我圖書館は今なほ若干の歳月を待ちて大に發展すべきものとす。



全國圖書館調

道府縣	館數	圖書冊數	閱覽人員
北海道	一七	一六三、六七九	三六五、七五八
青森道	一五	二九、七六〇	二八七、八七八
岩手道	一九	一三八、六三三	一八三、三八一
宮城道	一三	二〇五、三八七	四二一、二五一
秋田道	三	一七六、五二八	三三二、五九五
山形道	一六〇	二七四、七九八	六一四、五二八
福島道	八八	一九〇、五九五	三一一、四四七
茨城道	八八	一四五、二七四	一四五、九五二
栃木道	二八	六六、〇八五	九〇、六三三
群馬道	八六	二三四、〇一五	四九七、九八〇
千葉道	三一	二二二、一四六	六一三、四〇三
東京道	八二	二〇五、三五〇	二〇五、五八四
神奈川道	四	六四七、三八〇	一一〇、八九九
新潟道	二〇六	九三、一八五	四一五、〇二五
富山道	四一	四一三、九〇〇	一、五七五、七二五
		一七八、八九五	四六二、〇五八

道府縣	館數	圖書冊數	閱覽人員
石川縣	一七八	三三〇、〇六〇	八二七、一七
福井縣	二二	七五、三七七	一一二、一四七
長野縣	三三	三八九、八一五	五四九、七五六
山梨縣	一一	七〇、五八〇	三三、四一七
岐阜縣	五〇	八七、〇八〇	一九三、三七九
靜岡縣	一四一	一三九、七九六	三八一、四〇三
愛知縣	六四	四一三、〇四六	八三四、五八三
滋賀縣	六〇	一四七、五六八	七九、七八〇
京都府	二九	一九一、三二九	九五、五二九
大阪府	二二	二五二、二八八	一八八、八三六
兵衛府	一七	二八八、五一一	一、一〇四、三五四
奈良府	六六	三三八、七〇一	六五六、一八九
和歌山府	三三	一七四、九四	一八、二五〇
鳥取縣	六	六九、二一〇	八四、一六〇
島根縣	四	八、四〇七	五、九三五
岡山縣	四	一三〇、七四七	一〇四、四七三
廣島縣	一〇一	二七七、一六七	一、一五九、四五七
山口縣	三五三	二六四、二四一	五八四、八九七
德島縣	二六一	五二八、〇三五	一、〇〇四、三五四
歌	六〇	八〇、三四	一八七、〇七三



昭和八年三月二十五日印刷  
昭和八年三月三十一日發行

印刷所 平井印刷所 横濱市中區蓬萊町一ノ一 電話長者町③三三三六番	印刷人 平井善作 横濱市中區蓬萊町一ノ一	發行者 神奈川縣圖書館協會 神奈川縣廳社會教育課內 電話本局①二二三五 ②二二三五 ③二二九九
--	----------------------------	--

(寫 騰 代)

備考 神奈川縣は昭和六年度統計による (昭和五年三月末日調査)

合	官沖鹿宮大熊長佐福高愛香				
	兒				
計	立繩島崎分本崎賀岡知媛川				
		四、五五三	九、二七五、五二九	三三、八三三、三三四	
		一	四三六、五〇六	三九六、八七〇	
		四	二四、二四八	四八、一〇〇	
		九二	一〇一、七三七	七二四、三三八	
		七〇	八七、三三八	二〇一、九七四	
		三四	九五、三〇六	三三、〇三八	
		一四二	一四六、一六九	一、二六七、四四四	
		九〇	一三三、九三九	五三、五、三八六	
		一〇六	八四、五四七	二八一、三六九	
		三〇六	二八九、五七三	九三九、七九六	
		九七	二九、一五八	二七三、一三八	
		一一	九一、三四六	三二五、四〇六	
		一二四	三三、三〇六	八五八、六八一	



終

